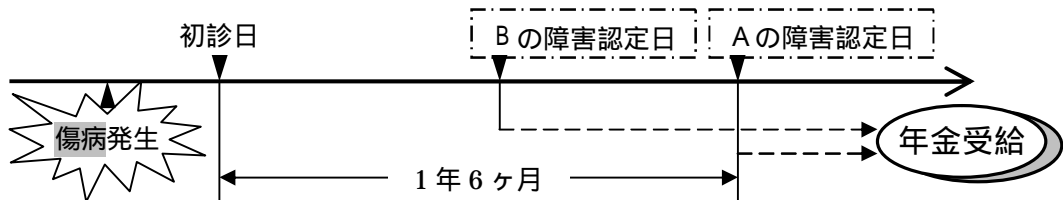


障害基礎年金・障害厚生年金の支給要件（要約）

障害基礎年金

右のすべての要件を満たす必要あり

1. 初診日における要件
いずれかの公的年金（国民・厚生・共済年金）保険料を納めるべき者（＝被保険者）
または
過去に被保険者であった者で、日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満
2. 障害認定日（A 初診日から 1 年 6 ヶ月または B 傷病固定後の早いほう）における要件
障害等級 1 級または 2 級に該当する程度の障害状態
3. 保険料納付要件
初診日の前日の時点で、公的年金保険料の通算未納期間が 初診日の前々月までの公的年金保険料を納めるべき期間の通算期間 の 3 分の 1 未満
初診日が平成 18 年 3 月 31 日（28 年まで延長見込み）までであれば、初診日の前々月までの 1 年間に公的年金保険料の未納期間がなければ 3. を満たさなくてもよい
3. 、 3. とともに初診日以降に未納分を納めても認められない



・・・つまり例えば

勤めの経験がない（厚生年金・共済年金とは無縁）
1978 年 8 月 10 日生まれの自営業者が 2003 年 8 月 20 日に初診日がある傷病で障害状態

03 年 8 月 19 日の時点で、98 年 8 月（20 歳）から 03 年 6 月までの 59 月に未納期間が 20 月未満であれば障害認定日以降に年金請求可能

障害厚生年金

右のすべての要件を満たす必要あり

1. 初診日における要件
厚生年金保険料を納めるべき者（＝厚生年金の被保険者）
2. 障害認定日（定義は障害基礎年金と同じ）における要件
障害等級 1 級、2 級または 3 級に該当する程度の障害状態
3. 保険料納付要件
障害基礎年金と同じ（つまり、他の公的年金の保険料納付要件も問われる）

・・・つまり例えば

20 歳以上の学生時代に国民年金の学生特例免除を未申請で、その上国民年金の保険料を納めず、就職した月の翌月に初診日がある傷病で障害状態

初診日の前々月までの公的年金保険料を納めるべき期間はすべて学生時代の未納期間なので、障害認定されても年金は受給できない

就職してから・・・では遅い

なお、今回の内容は 雇用保険の雇用継続給付（高齢者、育児、介護関連）です。

来るべき 2005 年の岡山国体を目前に控え

Takahashi Softball Club

高梁初!!

ソフトボールのクラブチーム **高梁ソフトボールクラブ** 沈黙を破って結成!!



メンバー募集

詳しくは西川事務所まで

ソフトボールへの熱い情熱と強い愛着が必要です。
ゴムのボールではなく革のボールを使用します。
高梁高校ソフトボール部 OB に限定はしていません。
自薦・他薦を問いません。

助成金

主戦力ってどんな人？

法改正



熟練技術、知恵



女性用品企画デザイン

有事の際の保障は？



人・物・金・情報

活かすために...

雇用（事業主向け）

（求職者向け）就職

無料相談会

年金

2月22日を除く

2月8日から3月29日まで 毎週火曜日 西川事務所にて



障害・傷病者加付リンク



早朝・深夜・不規則労働

ご参考までに（抜粋）

法改正

育児・介護関係

- 育児休業が条件付きで6か月延長 =H17.4.1~
- 上記条件の育児休業中は雇用保険からの保険給付期間延長 =H17.4.1~
- 介護休業は家族が常時介護を必要とする状態に至るごとに通算93日まで =H17.4.1~

年金関係

- 厚生年金保険料率を0.354%ずつ段階的引上げ
毎年9月分（H16のみ10月分）から
H29.9月分以降は18.3% =H16.10.1~
- 国民年金保険料を280円ずつ段階的引上げ
毎年4月分から
H29.4月分以降は16,900円 =H17.4.1~
- 被扶養配偶者未申請による国民年金保険料未納への救済措置 =H17.4.1~

高齢者関係

- 定年の段階的引上げ
~H19.3.31: 62歳、~H22.3.31: 63歳、
~H25.3.31: 64歳、H25.4.1~: 65歳 =H18.4.1~

助成金

- 定年延長・高齢者継続雇用奨励
定年引上げにより近年廃止の見込み
- 弱者（高齢、障害、若年、母子家庭の母など）雇用奨励
- 育児・介護支援
- 職業訓練奨励、離職予定者求職支援
- 新規創業支援

就業規則

- 法改正および助成金への対応
- 法令遵守の機運、多様化したライフスタイルへの対応
労働時間管理体制、安全配慮義務、短時間
正社員制度
- 監督署からの是正勧告への対応

年金

- 55歳以上は社会保険庁へ受給見込み額を照会可能
- もらい忘れは5年前までさかのぼって請求可能
- 年金手帳が複数ある、記載漏れがある は最悪無年金

雇用・就職・離職

- 求人情報の書き方と読み取り方
- 離職に関する留意点

今すぐ使えるフリーソフト



不要ファイル掃除機

<http://www.asahi-net.or.jp/~vr4m-ikw/Madonote2004.exe>

『窓の手』というPCの環境設定用ソフトの付属ソフトです。削除しても動作に問題ないファイルを探してリストアップしてくれるので、ディスク容量が気になる場合には効果的です。いかにWindowsが無駄なファイルを勝手に作っているかが分かります。

ご存知ですか？ こんな法律

解雇制限（労働基準法第19条第1項）

使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間並びに産前産後の女性が第65条の規定によって休業する期間及びその後30日間は、解雇してはならない。ただし、使用者が、第81条の規定によってA:打切補償を支払う場合又はB:天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。

解雇予告（労働基準法第20条第1項）

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

社会保険労務士 西川事務所

.com Master 2004 (インターネット検定)取得
社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町183
TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-8184
e-Mail nishikawa-koji@gold.ocn.ne.jp